

## 10. 短期入所生活介護（ショートステイ）

※1日あたりの報酬となります

※（）内が旧単位となります

| 基本報酬の改定点     |            |            |            |            |            |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 単独型<br>従来型個室 | 要介護1       | 要介護2       | 要介護3       | 要介護4       | 要介護5       |
|              | 638単位（627） | 707単位（695） | 778単位（765） | 847単位（833） | 916単位（900） |
|              | 要支援1       | 要支援2       |            |            |            |
|              | 474単位（466） | 589単位（579） |            |            |            |

※新型コロナ対応の時限措置として、2021年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数が加算されます

| 各種加算の改定点     |   |   |
|--------------|---|---|
| (1) 加算の新設    |   |   |
| 名称           | 区分：単位数  | 詳細  |
| 生活機能向上連携加算   | (I) : 100単位/月                                   | <p>○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。</p> <p>○ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。</p> |
| サービス提供体制強化加算 | (I) : 22単位/回                                    | <p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士80%以上</p> <p>②勤続10年以上介護福祉士35%以上</p>   |
| (2) 加算の改定    |   |   |
| 名称           | 現行  | 改定後   |
| 生活機能向上連携加算   | 200単位/月   | (II) : 200単位/月  |
| サービス提供体制強化加算 | (I) イ : 18単位/回                                  | (II) : 18単位/回   |
|              | (I) ロ : 12単位/回<br>(II) : 6単位/回<br>(III) : 6単位/回 | (III) : 6単位/回<br>以下のいずれかに該当すること。<br>① 介護福祉士50%以上<br>② 常勤職員75%以上<br>③ 勤続7年以上30%以上  |

※社会保障審議会（介護給付費分科会）資料より抜粋